

○熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則（平成 26 年 11 月 21 日／熊本県規則第 38 号）

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成 27 年 1 月 1 日とする。